



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年4月18日金曜日 第1449号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等 の変更の許可申請の概要.....	501
土地改良区役員の就任の届出.....	502
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	502
県営土地改良事業の事業計画書の縦覧（3件）.....	503
町営土地改良事業の施行の同意（2件）.....	503
保安林の指定の解除.....	504
道路の位置の指定（2件）.....	504

公 告

清掃業務の委託.....	504
くん蒸業務の委託.....	505

公安委員会告示

少年指導委員の委嘱.....	506
----------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第961号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び菊間町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
太陽石油株式会社
東京都千代田区内幸町二丁目2番3号
代表取締役社長 河井 園士
- 事業場の名称及び所在地
太陽石油株式会社 四国事業所
越智郡菊間町種4070番地2
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第37号口、第51号イ、口及び八並びに第70号
- 変更しようとする事項の内容
排水口の変更
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.6生活排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 6.5~8.5	廃止
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10.0 最大 10.0	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.0 最大 3.8	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.2 最大 0.7	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 1 最大 2	

(2) No.7生活排水口

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 6.5~8.5	廃止
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10.0 最大 10.0	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.5 最大 6.0	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 1.6	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 12 最大 14	

(3) No.7雑排水口（新設）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 10.0 最大 10.0

浮遊物質 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 5.0 最大 10.0
窒素含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 3.4 最大 5.7
りん含有量 （単位 1 リットルに つきミリ グラム）	通常 0.4 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 13 最大 16

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。

(4) No.4、No.5、No.8、No.11及びNo.12雨水排水口廃止

○愛媛県告示第962号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今治市朝倉村頓田川沿岸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成15年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	渡邊進	越智郡朝倉村大字朝倉上甲794番地の1

○愛媛県告示第963号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	松尾俊一	西条市氷見丙457番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	青野宏茂	西条市氷見丙1024番地

○愛媛県告示第964号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年 4月18日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森 房 義	温泉郡川内町大字北方2651番地
"	和 田 治 樹	温泉郡重信町大字樋口547番地
"	高須賀 徳	温泉郡重信町大字田窪1388番地の2
"	宮 内 直 利	松山市南梅本町476番地
"	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	井 上 博 文	松山市北井門町309番地
"	高 市 通 美	松山市鷹子町676番地1
"	廣 本 在 久	松山市東野2丁目11番37号
"	重 松 功	松山市枝松4丁目1番7号
"	梅 岡 茂 雄	松山市上市2丁目4番27号
"	松 木 豊	松山市道後北代4番13号
"	中 村 義 隆	松山市小栗7丁目2番31号
"	岡 田 敬 三	松山市山西町685番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南6丁目4番21号
"	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地1
"	津 川 義 明	温泉郡重信町大字上村甲891番地
"	近 藤 亀	松山市中野町甲213番地1
"	松 田 清太郎	伊予郡松前町大字東古泉349番地
"	松 田 正 義	伊予郡松前町大字昌農内264番地
"	門 田 厚	伊予郡砥部町高尾田1057番地
"	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地
"	玉 井 睦 純	伊予市稻荷20番地5
"	中 村 時 広	松山市岩崎町1丁目7番7号
"	中 村 佑	伊予市上唐川甲439番地
"	大 西 勉	温泉郡川内町大字北方3195番地の1
"	白 石 勝 也	伊予郡松前町大字南黒田606番地
"	中 村 剛 志	伊予郡砥部町大南689番地
"	黒 田 一 郎	松山市恵原町甲1281番地1
監事	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地
"	重 信 良 吉	松山市平井町295番地
"	重 松 勝 美	伊予市八倉799番地の6
"	中 村 唯 廣	松山市久米窪田町6番地

退任

役員の種類	氏名	住 所
理事	森 房 義	温泉郡川内町大字北方2651番地
"	高須賀 恵三郎	温泉郡川内町大字松瀬川199番地
"	和 田 治 樹	温泉郡重信町大字樋口547番地
"	樋 口 正 憲	温泉郡重信町大字南野田342番地
"	宮 内 直 利	松山市南梅本町476番地
"	森 田 光 一	松山市森松町859番地
"	高 市 通 美	松山市鷹子町676番地1
"	廣 本 在 久	松山市東野2丁目11番37号
"	重 松 功	松山市枝松4丁目1番7号
"	梅 岡 茂 雄	松山市上市2丁目4番27号
"	山 本 武 敏	松山市上市2丁目7番6号
"	中 村 義 隆	松山市小栗7丁目2番31号
"	岡 田 敬 三	松山市山西町685番地
"	本 田 時 寛	松山市余戸中1丁目5番23号
"	中 矢 孝 一	松山市西垣生町447番地1
"	丹生谷 春 雄	温泉郡重信町大字下林甲551番地
"	近 藤 亀	松山市中野町甲213番地1

"	伊賀上 芳 樹	伊予郡松前町大字徳丸480番地の1
"	松 田 正 義	伊予郡松前町大字昌農内264番地
"	住 田 廣 行	伊予郡松前町大字南黒田120番地
"	西 松 雄三郎	伊予郡砥部町重光407番地
"	高 橋 政 秀	伊予市下三谷1533番地
"	玉 井 睦 純	伊予市稲荷20番地 5
"	中 村 時 広	松山市岩崎町1丁目7番7号
"	中 村 佑	伊予市上唐川甲439番地
"	高 市 昭 次	伊予郡砥部町宮内648番地
"	市 川 憲 次	松山市清水町4丁目42番地3
監 事	佐 伯 清 美	温泉郡重信町大字志津川645番地
"	森 野 研 事	伊予市八倉716番地
"	石 川 千代志	松山市南久米町559番地

○愛媛県告示第 965 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、三間土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 傳	北宇和郡三間町大字大藤675番地
"	富 永 真 範	北宇和郡三間町大字黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	北宇和郡三間町大字小沢川398番地
"	毛 利 正 行	北宇和郡三間町大字北増穂417番地
"	渡 邊 雄 策	北宇和郡三間町大字大内273番地
"	土 居 修	北宇和郡三間町大字土居垣内55番地
"	太 宰 仁 三	北宇和郡三間町大字大藤610番地
監 事	古 谷 虎 男	北宇和郡三間町大字則1488番地
"	土 居 仁	北宇和郡三間町大字土居中753番地
"	兵 頭 信 夫	北宇和郡三間町大字波岡836番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	宇都宮 傳	北宇和郡三間町大字大藤675番地
"	富 永 真 範	北宇和郡三間町大字黒井地1900番地
"	今 西 吉 久	北宇和郡三間町大字小沢川398番地
"	松 本 武 宏	北宇和郡三間町大字増田836番地
"	兵 頭 信 夫	北宇和郡三間町大字波岡836番地
"	松 浦 菊 雄	北宇和郡三間町大字兼近520番地
"	太 宰 仁 三	北宇和郡三間町大字大藤610番地
監 事	古 谷 虎 男	北宇和郡三間町大字則1488番地
"	竹 葉 彌	北宇和郡三間町大字迫目627番地
"	佐 藤 幹 生	北宇和郡三間町大字古藤田222番地

○愛媛県告示第 966 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、喜多郡内子町立山地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土

地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・上立山地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年4月21日から5月20日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 967 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、喜多郡内子町立山地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・上立山地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年4月21日から5月20日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 968 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定により、喜多郡内子町立山地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・上立山地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成15年4月21日から5月20日まで
- 縦覧場所
内子町役場

○愛媛県告示第 969 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大井地区）の施行に平成15年4月9日同意した。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 970 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 1 項の規定により、大西町から協議のあった町営土地改良事業（暗

渠排水事業・大井地区)の施行に平成15年4月9日同意した。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第971号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南宇和郡城辺町僧都849の4、849の5、850の4から850の6まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第972号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
川之江市金生町山田井字平石371番1及び373番1
- 2 申請人の住所氏名
川之江市妻鳥町1212番地1
有限会社ジャスト
代表取締役 白石 豊信
- 3 図面省略

○愛媛県告示第973号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成15年4月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 道路の位置
伊予三島市宮川4丁目字五反地841番、843番12及び843番13
- 2 申請人の住所氏名
伊予三島市宮川4丁目8番25号
脇 崇
- 3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年4月18日

愛媛県総合科学博物館長

菊池 健

- 1 入札に付する事項

- (1) 件名
清掃業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県総合科学博物館清掃業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成15年6月1日から平成16年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県総合科学博物館
- (6) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度の清掃業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県総合科学博物館総務課総務係
〒792 0060
愛媛県新居浜市大生院2133番地の2
電話 (0897) 40 4100
 - (2) 入札書の受領期限
平成15年5月30日(金)午前10時
 - (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
 - (4) 開札の日時及び場所
平成15年5月30日(金)午前10時
愛媛県総合科学博物館第1研修室
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添

付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県総合科学博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県総合科学博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Cleaning services for Ehime Prefectural Science Museum , 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a m . , 30 May 2003
- (3) For further information please contact: General Affairs Section ,General Affairs Division ,Ehime Prefectural Science Museum ,2133 2 Ojoin ,Niihama , Ehime 792 0060 Japan
TEL 0897 40 4100

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年4月18日

愛媛県歴史文化博物館長
大 石 慎 三 郎

1 入札に付する事項

- (1) 件名
くん蒸業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量
愛媛県歴史文化博物館全館くん蒸業務 一式
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間
平成15年6月20日から平成15年6月27日まで
- (5) 委託業務の履行場所
愛媛県歴史文化博物館
- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するこ

と。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成15年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のくん蒸業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県歴史文化博物館総務課総務係
〒797 8511

愛媛県東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2
電話 (0894) 62 6222

- (2) 入札書の受領期限
平成15年6月3日(火)午前10時
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

平成15年6月3日(火)午前10時

愛媛県歴史文化博物館ミーティングルーム

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、愛媛県歴史文化博物館長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると愛媛県歴史文化博物館長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Fumigation of the Museum of Ehime History and Culture, 1 set
- (2) Time limit of tender: 10:00 a.m., 3 June 2003

(3) For further information please contact: General Affairs Section, General Affairs Division, Museum of Ehime History and Culture 4 11 2 Unomachi, uwacho, Higashiwagun, Ehime 797 8511 Japan
TEL 0894 62 6222

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により、次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成15年4月18日

愛媛県公安委員会委員長 宮本一成

少年指導委員の氏名	住 所	活 動 区 域
藤 縄 洲 二	新居浜市徳常町3番11号	新居浜市のうち港町、若水町一・二丁目、徳常町、繁本町、西町、泉池町、泉宮町、宮西町、中須賀町一・二丁目、北新町、西原町一・二丁目、新須賀町一～三丁目及び田所町の区域
土 岐 晴 啓	新居浜市新須賀町三丁目1番38号	
穂 山 保 和	今治市唐子台西三丁目3番地523号	今治市のうち常盤町一～四丁目、恵美須町一・二丁目、通町一・二丁目、黄金町一～三丁目、末広町一～三丁目、松本町一～三丁目、旭町一～三丁目、片原町一～三丁目、中浜町一～三丁目、風早町一～三丁目、本町一～三丁目、米屋町一～三丁目、室屋町一～三丁目、栄町一～三丁目、共栄町一～三丁目、大正町一・二丁目、別宮町一丁目、南大門町一丁目及び北宝来町一丁目の区域
村 上 恵 一	今治市東門町一丁目8番地の12	
大 成 哲 明	今治市大新田町一丁目3番31号	
森 本 繁	松山市勝山町一丁目7番地31	松山市のうち大街道一・二丁目、一番町一～四丁目、二番町一～四丁目、三番町一～六丁目、千舟町一～六丁目、湊町一～六丁目、柳井町一～三丁目、河原町、北立花町、永木町二丁目、永代町、南堀端町、勝山町一丁目及び花園町の区域
天 野 恵 子	松山市北立花町5番地2	
中 村 恭 助	松山市湯渡町6番10号	
大 西 通 夫	松山市湊町四丁目5番地21	
郷 田 順 子	松山市歩行町一丁目9番地3	
菅 能 義 明	松山市永代町6番地2	
林 伊佐雄	松山市河原町4番地8	
角 村 哲 男	松山市湊町三丁目2番地13	
酒 井 久 美	松山市柳井町一丁目10番地4	
富 田 讓	松山市道後緑台10番26号	
鶴 井 博 子	松山市紅葉町7番39号	
丸 山 春 子	松山市道後町一丁目7番15号	
大 島 たか子	松山市上市一丁目1番51号	
古 島 君 子	宇和島市妙典寺前乙889番地	宇和島市のうち本町追手一・二丁目、中央町一・二丁目、新町一・二丁目、恵美須町一・二丁目、錦町、栄町港一～三丁目及び丸之内一～五丁目の区域
周 藤 福 義	宇和島市和霊中町三丁目1番14号	